



平成 27 年

第 4 回市議会（臨時会）

議 案

荒 尾 市

平成27年第4回荒尾市議会(臨時会)議案目次

議案番号	件名	ページ
議第50号	荒尾市立小学校におけるいじめに関する第三者調査委員会条例の制定について	1
議第51号	平成27年度荒尾市一般会計補正予算(第2号)	5

荒尾市立小学校におけるいじめに関する第
三者調査委員会条例の制定について

荒尾市立小学校におけるいじめに関する第三者調査委員会条例
を次のように制定するものとする。

平成27年7月16日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市立小学校におけるいじめに関する第
三者調査委員会条例

別紙添付

提案理由

平成24年度に荒尾市立万田小学校において発生した重大事態
について、中立かつ公正な立場で調査審議を行うための附属機関を
設置したいからである。

荒尾市立小学校におけるいじめに関する第
三者調査委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として荒尾市立小学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下「第三者調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 第三者調査委員会は、平成24年度に荒尾市立小学校第5学年に在籍した男子児童（以下「本件児童」という。）が不登校になり、現在でもその状態が継続していることを受けて、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 在学中にあった本件児童に対するいじめの事実を含め、本件児童の不登校を引き起こす要因となった事実に関すること。
- (2) 前号によって明らかになった事実に対する学校及び荒尾市教育委員会の対応に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 第三者調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、第2条の規定による答申が終了するまでの期間とする。

3 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第5条 第三者調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、第三者調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらか

じめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 第三者調査委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

2 委員長は、第三者調査委員会の会議の議長となる。

3 第三者調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、第三者調査委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 第三者調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、第三者調査委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員の任期が満了した日限り、その効力を失う。

平成 2 7 年度荒尾市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度荒尾市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,934 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,848,290 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 7 月 1 6 日 提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		495,283	3,934	499,217
	2 基金繰入金	495,283	3,934	499,217
歳入合計		20,844,356	3,934	20,848,290

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		1,840,821	3,934	1,844,755
	1 総務管理費	1,310,620	3,934	1,314,554
歳 出	合 計	20,844,356	3,934	20,848,290

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	495,283	3,934	499,217
歳入合計	20,844,356	3,934	20,848,290

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1,840,821	3,934	1,844,755
歳出合計	20,844,356	3,934	20,848,290

2 歳 入

(款) 18 繰入金
(項) 2 基金繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
18	繰入金	495,283	3,934	499,217
	2 基金繰入金	495,283	3,934	499,217
	1 基金繰入金	495,283	3,934	499,217

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金繰入金	3,934	1 財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	1,840,821	3,934	1,844,755		3,934
1 総務管理費	1,310,620	3,934	1,314,554		3,934
1 一般管理費	678,827	3,934	682,761		3,934

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	1,762	1 いじめに関する第三者調査委員会事業費	3,934
8 報 償 費	500	非常勤職員報酬	(1,762)
9 旅 費	372	報償金	(500)
13 委 託 料	1,300	費用弁償	(354)
		普通旅費	(18)
		その他委託料	(1,300)
		録音反訳委託料	(1,300)

給 与 費 明 細 書

特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,090	4,170		22,260	4,015	26,275	
	議 員	18	85,524		24,952		110,476	64,190	174,666	
	その他	2,295	294,810				294,810	10,305	305,115	
	計	2,315	380,334	18,090	29,122		427,546	78,510	506,056	
補正額	長 等									
	議 員									
	その他	5	1,762				1,762		1,762	
	計	5	1,762				1,762		1,762	
計	長 等	2		18,090	4,170		22,260	4,015	26,275	
	議 員	18	85,524		24,952		110,476	64,190	174,666	
	その他	2,300	296,572				296,572	10,305	306,877	
	計	2,320	382,096	18,090	29,122		429,308	78,510	507,818	